

■ 事業所税

申 告 の 手 引 [別 冊]

令和6年4月1日現在

非課税・課税標準の特例・減免

対象施設一覧表

1. 事業所税のあらまし…………… p. 1
2. 令和6年度の地方税法改正による主な変更点…………… p. 2
3. 従業者割の取扱い…………… p. 2
4. 主な非課税対象施設…………… p. 3 ~ p. 6
5. 非課税 対象施設一覧表…………… p. 7 ~ p. 8
6. 課税標準の特例 対象施設一覧表…………… p. 9 ~ p. 10
7. 減免 対象施設一覧表…………… p. 11

神 戸 市

1. 事業所税のあらまし

神戸市内の事業所等（事務所、店舗、工場等）で事業を行う場合、『事業所税』が課税されます。

事業所税は、**申告納付制度**（納税義務者自ら税額を算出し、申告及び納付していただくもの）です。

	資産割	従業者割
納税義務者	市内の事業所等において事業を行う法人又は個人	
課税標準	事業所等の家屋床面積 (自己所有であるか賃貸かを問わない)	従業者の給与総額 (賞与を含み、退職金は除く)
税率	1 m ² につき 600 円	従業者給与総額 × 0.25%
※免税点	<u>市内の事業所等の家屋床面積の合計（非課税部分を除く）が1,000 m²以下の場合は課税されません。</u>	
課税標準の算定期間	法人：事業年度（みなし事業年度を含む） 個人：1月1日～12月31日	

- ※1 免税点は、課税標準の算定期間の末日の現況で判定します。
- 2 免税点を超えると、超えた部分だけでなく全体が課税対象となります。
- 3 同一家屋内において子会社等関連会社が事業を行っている場合、その事業が共同事業とみなされ、関連会社の事業所等の床面積・従業者数も含めて免税点判定を行う場合があります。

■ 事業所用家屋を貸している方は…

事業所用家屋（貸ビル等）の全部又は一部を他の事業者に貸している場合は、その貸付部分については納税義務者となりません。（借り受けている事業者が納税義務者です。）

なお、その貸付け状況を「事業所用家屋の貸付けに関する申告書」により申告していただくこととなっています。この申告書は、貸付け部分の床面積が、所有者の事業所税（資産割）の対象にならないことを示すとともに、入居者に対する事業所税の資料として必要となる申告です。申告期限は貸付日又は異動が生じた日の属する月の翌月の末日までです。

2. 地方税法改正による令和6年度からの主な変更点

■ 非課税措置関係

◎

- ◎ 児童福祉法等の改正に伴い、非課税となる児童福祉施設に里親支援センターの用に供する施設が加わります。また、非課税となる社会福祉事業の用に供する施設に親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業の用に供する施設が加わります。

■ 課税標準の特例措置関係

- ◎ 特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する特例措置の適用期限が、1年9ヶ月（個人の事業については2年）延長されます。
- ◎

3. 従業者割の取扱い

■ 障害者及び年齢65歳以上の方

⇒ 障害者及び年齢65歳以上の方（いずれも役員を除く。）は従業者に含みません。

給与等の計算の基礎となる期間（月給・週給等）の末日に障害者及び年齢65歳以上に該当する方がいる場合は、これらの方々の給与等の額を従業者給与総額から除きます。【地方税法第701条の31第1項第5号】

なお、障害者とは、所得税・住民税における障害者控除の対象と定義された範囲に、障害者職業センターにより知的障害者と判定された方を加えた範囲です。【地方税法施行令第56条の17】

※申告にあたっては、一旦従業者給与総額に含め、非課税と同様の取扱いをしてください。

■ 雇用改善助成対象者

⇒ 年齢55歳以上65歳未満の方のうち、雇用保険法等の国の雇用に関する助成に係る方（雇用改善助成対象者）に支払われる給与等については、その給与等の額の2分の1に相当する額を従業者給与総額から除きます。

【地方税法第701条の31第1項第5号】

※申告にあたっては、一旦従業者給与総額に含め、課税標準の特例と同様の取扱いをしてください。

4. 主な非課税対象施設

事業所税の非課税対象は、次のような施設です。（非課税の対象施設一覧はp. 7, 8参

照)

■ 勤労者の福利厚生施設（p.7：番号1）〔地方税法第701条の34第3項第26号〕

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供する福利厚生施設（これらの者から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で専ら勤労者等の利用に供する福利厚生施設を含みます。）

福利厚生施設とは

体育館、保養所、医療室、更衣室、休憩室、娯楽室、図書室、食堂、売店、喫茶店等をいいます。

ただし、業務の性質上設置された次のような施設は、福利厚生施設に該当しません。

（例）タクシー乗務員の仮眠室、電話交換手の休憩室、制服着用義務者の更衣室、工場の浴室等

■ 路外駐車場（p.7：番号3）〔地方税法第701条の34第3項第27号〕

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場で次の条件を満たすもの。

- (1) 都市計画において定められた「都市計画駐車場」
- (2) 駐車場法第12条の規定により届出がなされた「届出駐車場」
- (3) 一般公共の用に供されるものとして市長が認めたもの。

⇒同一駐車場内に時間貸しと月極貸しが併設されている場合は、その面積割合により非課税部分を計算します。

⇒非課税施設として対象となる範囲は、駐車の用に供する部分だけでなく、車路、料金徴収所及びターンテーブル等を含みます。

■ 消防用設備等、防災施設等（p.7：番号2）〔地方税法第701条の34第4項〕

百貨店、旅館その他の消防法第17条第1項に規定する防火対象物（p.4：〔表1〕に掲げるものに限る。）に設置される特定の消防用設備及び防災施設の全部又は一部の面積については資産割が非課税となります。

（注）〔表1〕に掲げる以外の家屋（例：事務所、工場など）に当該消防用設備等及び防災施設等が設置されても、非課税の対象には該当しません。

【消防用設備等、防災施設等の非課税の範囲の図解】

【表1】

特定防火対象物（百貨店、ホテル、マーケット等の建物）

【消防用設備等】

- (1) 消防法第17条の技術上の基準に適合するもの
- (2) 消防法第17条の2の5第1項、第17条の3第1項の規定の適用があるものの

【防災施設等】

- (1) 建築基準法等の規定に適合するもの
- (2) 建築基準法第3条第2項の適用がある建築物に設置されているもの

【表2】

【表1】消防法施行令別表第1のうち特定防火対象物に該当するもの

項	特 定 防 火 対 象 物
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（ニ並びに(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。）その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省令で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロに掲げるものを除く。）、保育所、幼保連携型認定こども園、児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う施設 等 ニ 幼稚園又は特別支援学校
(9)	イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16の2)	地下街
(16の3)	建築物の地階 ((16の2)項に掲げるものの各階を除く。) で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの ((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)

[表2] 消防用設備等及び防災施設等に係る非課税施設一覧表

ア 消防用設備等 ※非課税となるのは床面積を有する部分に限る。

	非課税の対象となる床面積	非課税割合	備考
1	次の設備に係る水槽の設置部分 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、動力消防ポンプ設備等	全部	一般用の水源と兼用している場合も、消防用設備等としての技術上の基準に適合している場合は、すべて非課税となります。
2	次の設備のポンプが設置されているポンプ室 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備等	全部	一般用ポンプが併設されている場合は、設備の規模（占用床面積等）により按分します。
3	次の設備の非常電源室又は予備電源室(発電室・蓄電室又は変電室) 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター等	全部	他の電源との共用の受電設備、変電設備等は、すべて非課税となります。 一般照明用等の電源設備が併設されている場合は、設備の規模（占用床面積等）により按分します。
4	次の設備に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分 屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、漏電火災警報器、非常警報設備、誘導灯、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用照明装置、非常用エレベーター等	全部	バルブ類（スプリンクラー設備の制御弁等）の格納部分を含みます。 一般設備の配管又は配線を併せて格納しているものも、すべて非課税となります。
5	総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分	全部	空調、保温等の監視、操作等を併せ行う場合もすべて非課税となります。
6	次の設備に係る消火薬剤の貯蔵槽又は消火剤の貯蔵容器等の貯蔵庫等 泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備等	全部	
7	動力消防ポンプ設備の格納庫	全部	
8	消火栓箱、泡消火設備の放射用器具の格納箱又は連結送水管の放水用器具の格納箱の設置部分	全部	操作面積（扉の開閉範囲）については、1／2 非課税となります。
9	消火器及び簡易消火用具の設置部分 消火器、水バケツ、水槽、乾燥砂、膨張ひる石、膨張真珠岩	全部	
10	避難器具の設置部分 すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋等	全部	
11	排煙設備のダクトスペース及び排煙機の設置部分	全部	暖房用等の排煙を併せ行う排煙設備のダクトスペースはすべて非課税となります。 排煙機と一般業務用の機器とが併設されている機械室は、設備の規模（占用床面積等）により按分します。
12	特殊消防用設備等 消防法第17条第3項により総務大臣の認定を受けた特殊の消防用設備等その他の設備等	全部	

イ 防災施設等 ※非課税となるのは床面積を有する部分に限る。

	非課税の対象となる床面積	非課税割合	備考
1	階段 (1) 特別避難階段の階段室及び附室 (2) 避難階段の階段室 (建築基準法施行令第123条に規定するもの)	全 部	【避難階段又は特別避難階段とすべき階段】 5F以上・地下2F以下の階に通ずるものすべて (*3F以上に物販店舗がある 1,500m ² を超える建物は、各階の売場に通ずるもの(2か所以上))
	(3) 避難階又は地上へ通ずるもの直通階段 ((1)及び(2)を除く) の階段室 (建築基準法施行令第120条に規定するもの)		【特別避難階段とすべき階段】 15F以上・地下3F以下の階に通ずるものすべて (*3F以上に物販店舗がある 1,500m ² を超える建物は、5F以上の売場に通ずるもの(1か所以上) 15F以上の売場に通ずるものすべて)
2	廊下 (建築基準法施行令第119条に規定するもの)	1 / 2	原則、廊下の幅は、両側に居室がある場合には1.6m以上、その他の場合には1.2m以上のものが非課税となります。
3	避難階における屋外への出入り口	1 / 2	出入り口に扉、柱等で区画された部分がある場合、その部分の面積が非課税となります(風除室等)。
4	非常用進入口のバルコニーの部分	全 部	
5	中央管理室 (建築基準法施行令第20条の2第2号に規定するもの)	1 / 2	ア-5(総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分)を除きます。
6	防災センター、防災サブセンター (神戸市火災予防条例の規定により設置されるもの)	1 / 2	
7	非常用エレベーターの昇降路 (建築基準法施行令第129条の13の3に規定するもの) 機械室、乗降ロビーを含む	全 部	17人乗りの寸法・積載荷重以上のものであること及び非常用エレベーターであるとの掲示が義務付けられています。
8	防火区画された部分 【堅穴区画】 (建築基準法施行令第112条第11項に規定するもの) (1) 吹抜きとなっている部分 (2) 階段の部分 (3) 昇降機(エレベーター・エスカレーター等)の昇降路の部分 (4) ダクトスペースの部分 (5) その他これらに類する部分(リフト、ダストシュート等)	1 / 2	主要構造部を準耐火構造とし、かつ地階又は3階以上の階に「居室」を有する建築物のうち、準耐火構造の床、壁又は防火戸、ドレンチャーその他火災を遮る設備で区画された部分が非課税となります。 (ア-11、イ-1、イ-7に該当するものを除く)
9	神戸市火災予防条例の規定により設置する避難通路 (1) スプリンクラー設備の有効範囲内に設置するもの	全 部	次の避難通路に限ります。 (1)劇場等の客席内に設けられたもの (2)飲食店等の客席(150m ² 以上)内に設けられたもの (3)百貨店等物販店舗の売場(150m ² 以上)内に設けられたもの (消防署に届出されたもの)
	(2) 上記以外のもの		1 / 2
10	喫煙所(神戸市火災予防条例第24条の規定により設置されたもの)	1 / 2	神戸市火災予防条例第24条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する場所(劇場、百貨店等)に設置されるもの
11	条例又は市長、消防長若しくは消防署長の命令に基づき設置する施設又は設備で、火災又は地震等の災害による被害を予防し、又は軽減するために有効に管理されていると市長が認めるもの。	1 / 2	

5. 非課税対象施設一覧表 (変更箇所等についてはゴシック文字で記載)

【注】701の34③(1)は地方税法第701条の34第3項第1号の略 【注】※H15法：平成15年度地方税法、
※H15令：平成15年度地方税法施行令、※H15省：平成15年度地方税法施行規則の略

区分 番号	対象	要件等	適用の有無		関係条文		
			資産割	従業者割	地方税法	地方税法施行令	地方税法施行規則
共通 1	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設	○	○	701の34③(26)	56の41	24の7
消防 2	消防用設備等・防災施設等	特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災施設等	○	—	701の34④	56の43	24の9
駐車 3	路外駐車場	駐車場法に規定する道路の路面外に設置される一般公共の用に供される路外駐車場	○	○	701の34③(27)	56の42	24の8
港湾 4	港湾運送事業用施設	港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	701の34⑤	56の46	24の10
中小企業 関連	中小企業の集積の活性化事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法により、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する一定の施設	○	○	701の34③(18)	56の34	24の5の2
	中小企業の特定国際戦略事業、特定地域活性化事業の事業用施設	総合特別区域法により、共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業で市町村から資金の貸付けを受けて設置する一定の施設	○	○	701の34③(19イ、ロ)	56の35	24の5の3、24の5の4
	中小企業高度化事業用施設	中小企業総合事業団法により、都道府県又は中小企業総合事業団から資金の貸付けを受けて設置する一定の施設	○	○	※H15法701の34③(20)	※H15令56の35	※H15省24の5の2
市場関連 8	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場、指定場外保管場所	○	○	701の34③(14)	56の29	24の5
教育 9	教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	○	○	701の34③(3)	56の24	
交通 事業 関連	一般乗合旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業等施設	一般乗合旅客自動車運送事業(路線バスのみ)、一般貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業のうち鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの及び第2種貨物利用運送事業のうち航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの(自動車を使用して行う事業の部分に限る。)の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	701の34③(21)	56の37	
	自動車ターミナル用施設	自動車ターミナル法に規定するバスター・ミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	701の34③(22)	56の38	
	鉄道事業用施設	鉄道事業者又は軌道経営者が本来の事業の用に供する施設で、事務所、発電施設以外の施設	○	○	701の34③(20)	56の36	
業 連	国際路線航空事業用施設	国際路線に就航する航空機が使用する公共飛行場に設置される一定の施設で、当該国際路線に係るもの	○	○	701の34③(23)	56の39	24の6
	一般信書便事業用施設	一般信書便事業の用に供する一定の施設	○	○	701の34③(25)	56の40	24の6の3
	日本郵便株式会社	日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第4条第1項第1号及び第6号に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務の用に供する一定の施設	○	○	701の34③(25の2)	56の40	24の6の4
公事事業 関連 16	高速道路事業用施設	西日本高速道路㈱、阪神高速道路㈱、本州四国連絡高速道路㈱等が高速道路株式会社法に規定する事業の用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	701の34③(29)	56の42	
公事事業 関連 17	一般廃棄物処理施設	市町村長の許可若しくは認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集・運搬又は処分の事業の用に供する施設	○	○	701の34③(8)		

区分	番号	対象	要件等	適用の有無		関係条文		
				資産割	従業者割	地方税法	地方税法施行令	地方税法施行規則
農業関連	18	農林漁業生産施設	農業、林業、漁業を営む者が直接生産の用に供する一定の施設	○	○	701 の 34 ③(11)	56 の 27	24 の 3
	19	農業協同組合等共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する一定の施設	○	○	701 の 34 ③(12)	56 の 28	24 の 4
公共事業関連	20	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	701 の 34 ③(7)		
	21	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事業の用に供する一定の施設	○	○	701 の 34 ③(16)	56 の 32	
	22	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する一定の施設	○	○	701 の 34 ③(17)	56 の 33	
	23	固定電話事業者の事業用施設	電気通信事業法に規定する第1種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（固定電話事業者）が事業の用に供する施設のうち事務所、研究施設及び研修施設以外のもの	○	○	701 の 34 ③(24)	56 の 40	24 の 6 の 2
特定業種	24	公衆浴場	知事が入浴料金を定める公衆浴場	○	○	701 の 34 ③(4)	56 の 25	
	25	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	701 の 34 ③(5)		
	26	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	701 の 34 ③(6)		
医療	27	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設で医療法人が開設するもの及び介護医療院で医療法人が開設するもの並びに看護師等医療関係者の養成所	○	○	701 の 34 ③(9)	56 の 26	
社会福祉施設	28	生活保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供的施設	○	○	701 の 34 ③(10)	56 の 26 の 2	
	29	児童福祉施設	小規模保育事業の用に供する施設	○	○	701 の 34 ③(10 の 2)		
	30		助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、 里親支援センター等	○	○	701 の 34 ③(10 の 3)	56 の 26 の 3	
	31		認定こども園	○	○	701 の 34 ③(10 の 4)		
	32		家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の用に供する施設	○	○	701 の 34 ③(10 の 9)		
	33	老人福祉施設	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム等	○	○	701 の 34 ③(10 の 5)	56 の 26 の 4	
	34	障害者支援施設	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため法に規定する障害者支援施設	○	○	701 の 34 ③(10 の 6)		
	35	社会福祉事業用施設	社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業の用に供する一定の施設	○	○	701 の 34 ③(10 の 7)	56 の 26 の 5	
その他	36	包括的支援事業用施設	介護保険法に規定する包括的支援事業の用に供する施設	○	○	701 の 34 ③(10 の 8)		
	37	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う収益事業以外の事業	○	○	701 の 34 ② 附則 32 の 3	56 の 22 56 の 23	
	38	国等	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	○	○	701 の 34 ①		

※本市において対象となりえない非課税については、記載を省略しています。

※この一覧表は概要を記載しています。対象となるかどうか等詳細についてはお問い合わせください。

6. 課税標準の特例対象施設一覧表 (変更箇所等についてはゴシック文字で記載)

【注】701 の 41①(1)は地方税法第 701 条の 41 第 1 項第 1 号の略

区分 分 号	対象	要件等	控除割合		関係条文		
			資産割	従業者割			
					地方税法	地方税法施行令	地方税法施行規則
ホテル	1 ホテル、旅館用施設	旅館業法に規定する旅館・ホテル営業用施設（簡易宿所・下宿営業用施設、風俗営業法関連施設を除く。）で、客室、食堂、広間、ロビー、浴室、厨房、機械室等の施設	1/2	—	701 の 41 ①(9)	56 の 60	24 の 19
倉庫施設・流通業務施設	2 倉庫業者の営業用倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	—	701 の 41 ①(14)		
	3 流通業務地区内の倉庫業者の営業用倉庫	流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫	3/4	1/2	701 の 41 ①(18)		
	4 流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務地区内に設置される貨物積卸施設、倉庫、上屋、卸売業等の用に供する店舗等（3 に記載するものを除く。）	1/2	1/2	701 の 41 ①(17)	56 の 65	
港湾施設	5 港湾施設の上屋・倉庫	港湾法に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫で、港湾区域及び臨港地区内に設置されるもの	3/4	1/2	701 の 41 ①(11)	56 の 62	
	6 港湾運送事業用上屋	港湾運送事業のうち一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	1/2	—	701 の 41 ①(13)		
	7 港湾施設のうち一定のもの	港湾法に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所、船舶役務用施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(10)	56 の 61	24 の 19
	8 外国貿易用コンテナー荷さばき用施設	外国貿易のための船舶により運送されるコンテナー貨物に係る荷さばき用施設	1/2	—	701 の 41 ①(12)		
交通事業	9 タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(15)	56 の 63	
	10 公共飛行場設置施設	公共の飛行場に設置される施設で、格納庫、運航管理施設、航空機整備施設、貨物取扱施設、旅客カウンター、待合室、ロビー等	1/2	1/2	701 の 41 ①(16)	56 の 64	24 の 20 24 の 6
	11 特定信書便事業用施設	特定信書便事業の用に供する一定の施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(19)	56 の 66	24 の 21
組合	12 法人税法第 2 条第 7 号の協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(1)		
特定業種	13 酿造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等以外の施設	3/4	—	701 の 41 ①(7)	56 の 56	
	14 木材市場・木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に又は継続して開場される木材市場又は木材加工業者若しくは木材販売業者がその事業の用に供する木材保管施設	3/4	—	701 の 41 ①(8)	56 の 57	24 の 14
	15 生鮮食料品等価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	3/4	—	701 の 41 ①(6)	56 の 54	24 の 12
	16 家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	3/4	—	701 の 41 ①(5)		
公害	17 公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害防止又は資源の有効利用のための一定の施設	3/4	—	701 の 41 ①(3)	56 の 53	24 の 11
	18 産業廃棄物処理等事業用施設	産業廃棄物の収集、運搬又は処分事業その他公害防止又は資源の有効な利用のための事業で一定のものの用に供する一定の施設	3/4	1/2	701 の 41 ①(4)	56 の 53 の 2	

区分 番号	対象	要件等	控除割合		関係条文		
			資産割	従業者割	地方税法	地方税法施行令	地方税法施行規則
身障	19	心身障害者多数雇用事業所	心身障害者を多数雇用する一定の事業所等で、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の支給に係る施設及び設備	1/2	—	701 の 41 ②	56 の 68
学校	20	専修学校、各種学校	専修学校、各種学校において直接教育の用に供する施設	1/2	1/2	701 の 41 ①(2)	
特定業種	21	特定農産加工業者又は特定事業協同組合等の用に供する施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法による承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する一定の施設 法人…令和 8 年 3 月 31 日までに終了する 事業年度分までに限る 個人…令和 7 年分までに限る	1/4	—	附則 33 ⑤	附則 16 の 2 の 8⑥
保育	22	企業主導型保育事業の用に供する施設	平成 29 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間に子ども・子育て支援法による政府からの助成のうち、企業主導型保育事業の運営費の補助を受けた事業主等が行う企業主導型保育事業の用に供する施設で、当該運営費の補助を受け続けている場合に限る。（当該政府の補助が途切れた場合は、途切れた時点を含む事業年度分以降、課税標準の特例は適用されません。） ※ 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの期間に既に当該運営費の補助を受けている場合でも、上記に該当する場合は課税標準の特例の対象となります。 ※ 事業所内保育事業のうち、児童福祉法第 34 条の 15 第 2 項の認可を受けたものについては、非課税の対象となります（p.8: 番号 32）。	3/4	3/4	附則 33 ⑥	附則 12 の 3 ④

※本市において対象となりえない特例については、記載を省略しています。

※この一覧表は概要を記載しています。対象となるかどうか等詳細についてはお問い合わせください。

7. 減免対象施設一覧表

減免申請される場合、減免申請書に証明書等の添付をお願いします。

【注】29①(1)は神戸市市税条例施行規則第29条第1項第1号の略

区分	番号	対象	要件等	控除割合		関係条文・証明書類等	
				資産割	従業者割	市税条例施行規則	証明書類等
交通関係	1	タクシー事業用施設	神戸市内のタクシーの台数が250台以下のタクシー事業者が本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	全部	全部	29①(4)	タクシーとハイヤーの内訳書
	2	指定自動車教習所	道路交通法第99条第1項の規定による指定自動車教習所	1/2	1/2	29①(1)	公安委員会の指定を受けた証書
	3	修学旅行用バス施設	一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設	一定割合 (*1)		29①(2)	本来の事業に係るバスの総走行距離の合計数及び当該旅行に係るバスの走行距離の内訳書
港湾・倉庫関係	4	倉庫及び上屋	倉庫業法に規定する倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち一般港湾運送事業若しくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、神戸市内の施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋のそれぞれについて30,000m ² 未満のもの	全部	全部	29①(15)	倉庫業の登録又は港湾事業の免許を受けた事を証する書類
	5	コンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する施設	港湾法により臨港地区として定められるべき地区内において、外国貿易の外国航路に就航する船舶により、運送されるコンテナー貨物に係る荷さばきの用に供する上屋及びコンテナーフレイトステーションの施設	1/2	—	29①(12)	
食品関係	6	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫	1/2	—	29①(3)	倉庫部分とそれ以外の用途に供する部分との保管面積内訳書(*2)
	7	漬物の製造用施設	漬物の製造業者が直接製造の用に供する施設のうち、原料処理、包装、びん詰、たる詰その他これらに類する作業のための施設以外の施設	3/4	—	29①(14)	
	8	果実飲料等の保管用倉庫	果実飲料、炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（神戸市内の倉庫の延べ面積が3,000m ² 以下の場合に限る。）	1/2	—	29①(8)	
中小企業	9	中小企業近代化助成施設	旧中小企業振興事業団法の施行前に中小企業近代化資金等助成法の規定に基づく貸付けを受けて設置された施設で、高度化事業用施設に相当するもの	全部	全部	29①(5)	資金の貸付を証する書類
農業等関係	10	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設（地方税法701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。）	全部	全部	29①(7)	
	11	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	29①(6)	
その他事業関係	12	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、当該家具に係る製品又は商品の保管の用に供する施設	1/2	—	29①(11)	当該面積が判定できる図面等
	13	古紙回収事業の用に供する施設	古紙の回収の事業を行なう者が、直接当該事業の用に供する施設で、事務所以外の施設	1/2	—	29①(10)	
	14	機械染色整理業の保管用施設	機械染色整理等の事業を行う中小企業者が原材料、製品の保管等の用に供する施設	1/2	—	29①(13)	
	15	ビルメンテナンス業用施設	ビルメンテナンス業（ビルの室内清掃、設備管理等の事業）を行なう者の従業者のうち、直接当該事業に従事する者	—	全部	29①(9)	減免対象事業業務に直接従事した者とそれ以外のものに区別した各々の給与支払総額明細書

$$*1 \text{ 減免割合} = \frac{\text{当該旅行に係るバスの走行 km 数の合計数}}{\text{当該事業者の本来の事業に係るバスの総走行 km 数の合計数}} \times \frac{1}{2}$$

(小数点以下3位未満 四捨五入)

$$*2 \text{ 減免対象面積} = \text{該当倉庫面積} \times \frac{\text{卸売業に係る酒類の保管面積}}{\text{卸売業に係る酒類の保管面積} + \text{その他の保管面積}}$$

(小数点以下3位未満 四捨五入)

※この一覧表は概要を記載しています。対象となるかどうか等詳細についてはお問い合わせください。

◆ 神戸市・事業所税 HP のご案内

- (1) 事業所税の概要、申告手続きなどがご覧いただけます。
- (2) 事業所税に係る申告書等の様式がダウンロードできます。
 - ① 事業所税の申告書、納付書
 - ② 事業所税の減免申請書
 - ③ 事業所用家屋の貸付けに関する申告書
 - ④ 事業所税の更正の請求書など
- (3) 神戸市・事業所税 HP のアドレス、検索方法
<http://www.city.kobe.lg.jp/a35984/kurashi/tax/jigyosyo/index.html>

神戸市 事業所税	検索 
----------	--

◆ 電子申告 (eLTAX) のご案内

地方税ポータルシステム (eLTAX : エルタックス) を利用して電子申告ができます。

eLTAX の利用方法、利用時間、お問合せ先などは、下記 URL にてご確認ください。

<http://www.eltax.lta.go.jp/>

◆ 延滞金の取扱い

申告納付期限後に事業所税を納付する場合は、当該税額に申告納付期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、下記の割合を乗じて計算した延滞金がかかります。（平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については特例の割合が適用されており、この率は毎年見直しされます。特例の割合が本則の割合を超える場合は、本則の割合が適用されます。）

- ① 期限内申告の場合は、納期限後 1 月を経過するまでの期間
- ② 期限後申告又は修正申告後 1 月を経過するまでの期間
- ③ 更正又は決定の場合は、更正又は決定による指定納期限（更正又は決定の通知をした日から 1 月を経過する日）後 1 月を経過するまでの期間

	本 則 (年率)	特 例 (年率)	
		平成 26 年 1 月 1 日以降令和 2 年 12 月 31 日までの期間	令和 3 年 1 月 1 日以降の期間
上記の①②③の期間	7.3%	特例基準割合 ^{※1} + 1 %	延滞金特例基準割合 ^{※2} + 1 %
それ以後	14.6%	特例基準割合 ^{※1} + 7.3 %	延滞金特例基準割合 ^{※2} + 7.3 %

※1. 前々年の 10 月から前年 9 月における銀行の新規の短期貸出約定金利の合計を平均した割合として告示された割合に、年 1% の割合を加算した割合。

※2. 前々年の 9 月から前年 8 月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を 12 で除して得た割合として告示された割合に、年 1% の割合を加算した割合。

（令和 4 年 1 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの期間における延滞金特例基準割合については、年 1.4% が適用されます。）

（法 701 の 59②、法 701 の 60、附則 3 の 2①、条 177 の 29②）

リサイクル適性 A

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。